

地区コミュニティ活動助成金

《新規コミュニティ活動》

申請の手引き

福崎町社会福祉協議会

（助成金の目的）

社会福祉協議会では地区コミュニティ活動助成を行っていますが、平成23年度より新たに実施するコミュニティ活動を『新規コミュニティ活動』として支援を強化することで、福崎町における地域のつながりづくりを活性化させることを目的としています。

（地区コミュニティ活動の定義）

地区コミュニティ活動とは、自治会主催の各自治会の住民全体を対象とした交流活動とします。

子ども会のみ、老人会のみ等の住民の一部のみの活動は対象外とします。

（新規コミュニティ活動の定義）

自治会主催の各自治会の住民全体を対象とした交流活動で、過去に実施したことのない活動であること。

実施時期、実施場所、実施方法、活動種類（行事・スポーツ・旅行・食事会等）などを総合的に判断し、新規・継続を判断します。

（新規コミュニティ活動助成金の内容）

新規に行うコミュニティ活動の経費に対して、各年度、上限6万円を助成します。事業の実施に必要なと認められる経費は全て助成対象とします。

また、翌年度以降も活動を継続して実施した場合には、継続年数に応じた助成率により助成します。

《継続年数と事業費に対する助成率》※100円未満の端数切り捨て

	1年目	2年目	3年目	4年目
事業にかかる経費に対して	100% (上限6万円)	75% (上限6万円)	50% (上限6万円)	25% (上限6万円)

（新規コミュニティ活動助成の申請について）

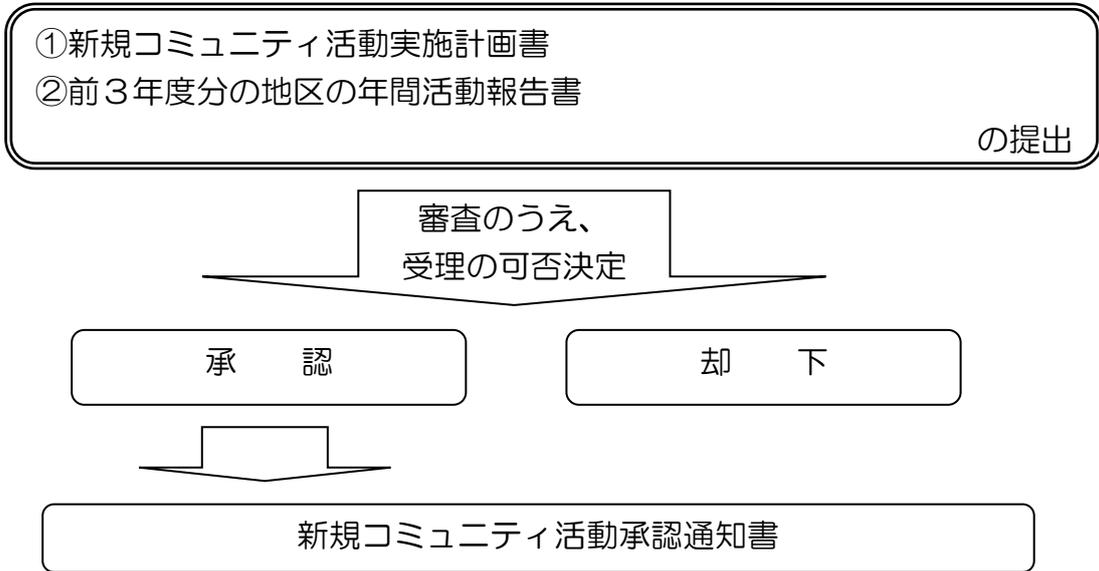
申請・請求に必要なもの

申請	①新規コミュニティ活動実施計画書 ②前3年度分の地区の年間活動報告書※各自治会の様式で可
請求 (報告・精算)	③新規コミュニティ活動助成金交付請求書 ④新規コミュニティ活動報告書 ⑤精算書 ⑥領収書のコピー ⑦活動風景の写真

自治会の区長名で申請し、福崎町社会福祉協議会に提出ください。

(新規コミュニティ活動助成金の交付の流れ)

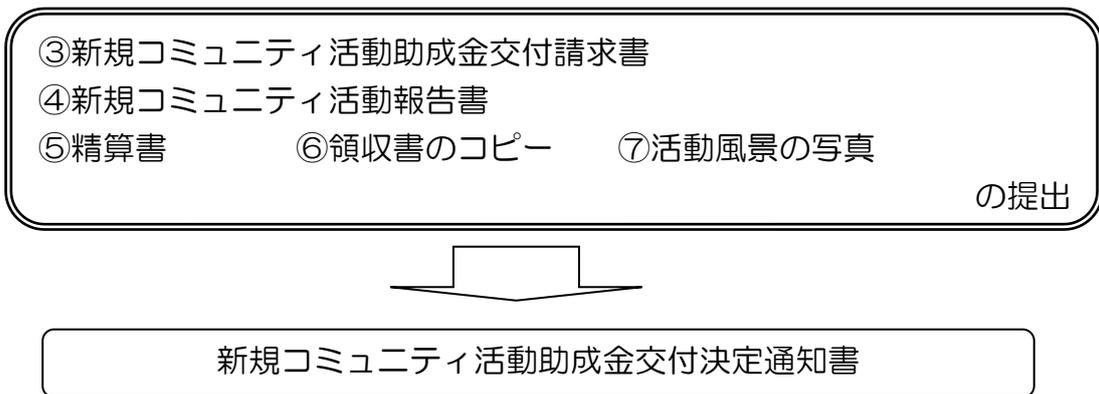
申請



活動実施



請求



入金



☆従来内容の地区コミュニティ活動助成（通常コミュニティ活動）（1万円／年間）も継続して実施しますが、新規コミュニティ活動と重複して申請することはできません。